

医政参発0401第1号
医薬総発0401第2号
令和8年4月1日

都道府県担当者民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会会長

殿

厚生労働省医政局参事官（医療情報担当）
厚生労働省医薬局総務課長
（公印省略）

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第31条等
の解釈について

令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会において、アナログ規制（目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制等）に該当するアナログ行為を求め
る場合があると解される法令の条項のうち、当該条項に係る規制の見直しを
実施するため、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」
が公表されたところです。

今般、こうした工程表を踏まえ、医療法等の一部を改正する法律（令和7年
法律第87号）第4条による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確
保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第31条等の解釈を以下のとお
り示すこととしました。つきましては、内容を御了知いただくとともに、関係
者等へ周知いただくようお願いいたします。

記

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第31条第1
項において、厚生労働大臣は、社会保険診療報酬支払基金又は支払基金業務受
託者について、支払基金電子診療録等情報管理業務に関し必要があると認める
ときは、その業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地に
その状況を検査させることができるとされている。また、同法第37条第2項
においては、厚生労働大臣は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第
45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会又は連合会業務受託者（地域に
おける医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚
生省令第34号）第25条の2において定められる公益社団法人国民健康保険中
央会等）について、連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管

理業務に関し必要があると認めるときは、これらの業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができるとされている。

これらの報告徴収については、厚生労働大臣は、その相手方に対し、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して、必要な報告を求めることも可能である。